

公 告

桜島直轄砂防施工区域における災害時等応急対策業務に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成27年 1月26日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 加藤 仁志

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する桜島直轄砂防施工区域において、土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

(2) 基本協定河川

基本協定は、下記の河川について締結するものとする。

巡視する河川の担当については、災害協定を締結する業者と協議の上、決定するものとする。

基本協定締結河川

野尻川 春松川 持木川 第二古里川 第一古里川 有村川 黒神川 金床川
引ノ平川 古河良川 長谷川

(3) 協定期間 平成27年 4月 1日（予定） ～ 平成28年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況を、総合的に評価して協定締結業者（5社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合は、当該協定業者の中から、前項（4）の評価に基づき、契約締結業者の優先順位を決定した上で、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成27・28年度一般土木工事に係る(C～D)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成27・28年度一般土木工事に係る(C～D)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を平成27年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
- (3) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に3名以上の一・二級土木施工管理技士の確保ができること。
- (4) 本店の所在地が大隅河川国道事務所桜島砂防出張所(鹿児島市野尻町203-1)に概ね30分以内(陸路による移動で)で到達できること。
「概ね30分以内で到達できる」とは、桜島砂防出張所から約20km以内を想定しており、本店の所在地が桜島島内及び垂水市を想定している。
なお、桜島島内及び垂水市に上記(4)の条件を満たす支店・営業所がある場合は、常駐している技術者の氏名・資格・常駐の証明証(様式自由)を提出すれば、参加資格要件を満たすと判断する。
なお、常駐とは、桜島島内及び垂水市に住居があり、桜島島内及び垂水市にある支店・営業所に勤務していること。
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る(C～D)等級の有資格業者(平成26年度現在のランクが(C～D)ランクであれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び平成28年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。
なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。
また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 災害協定に基づき災害協定業者と請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とすること。
この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随意加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあり、請負契約の条件となる保険

は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒893-1207

鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1（電話 0994-65-2991）

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所

担当：工務第二課長（内線321）

専門職（内線320）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成27年 1月26日（月）から平成27年 2月20日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第二課
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成27年 1月26日（月）から平成27年 2月20日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第二課
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

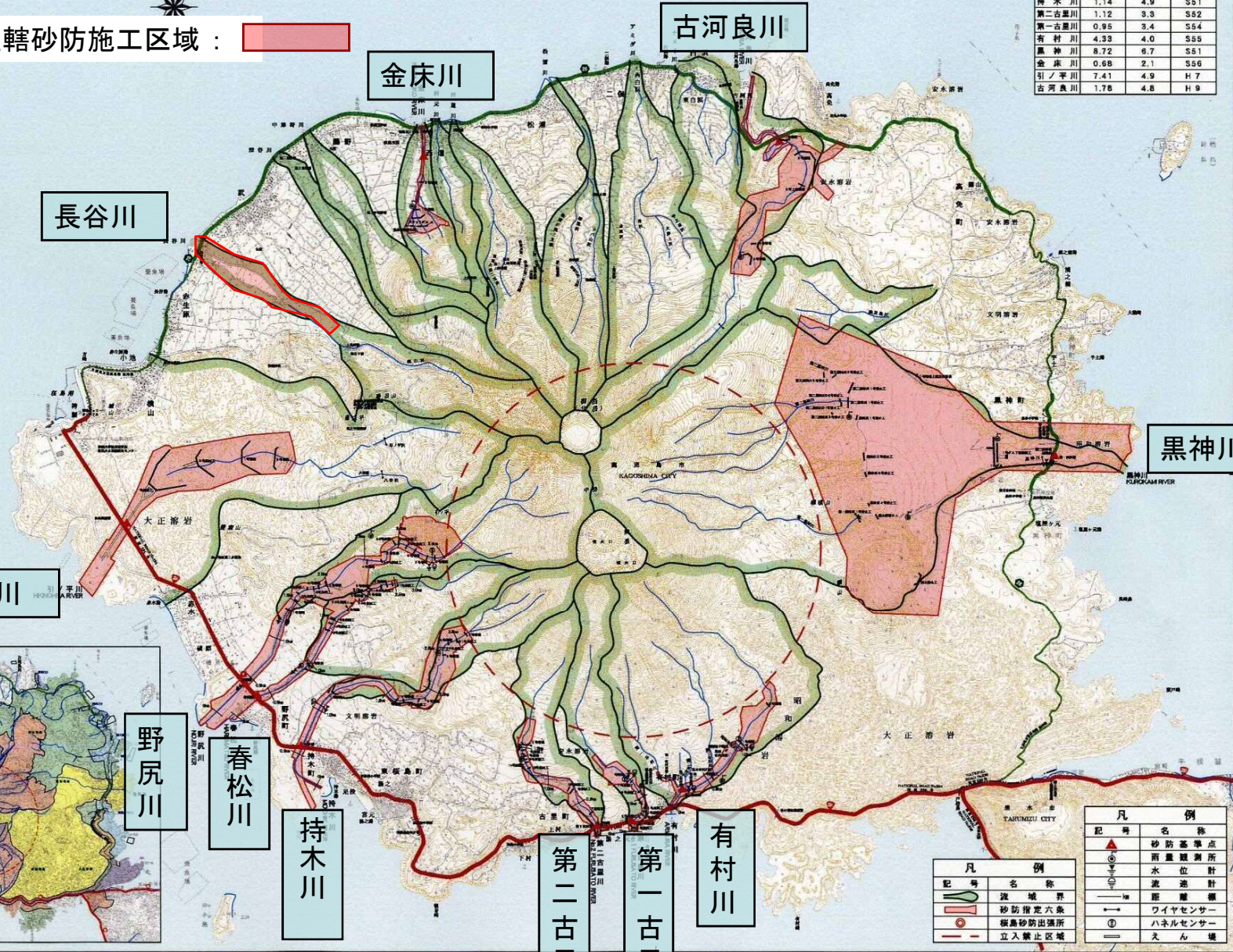
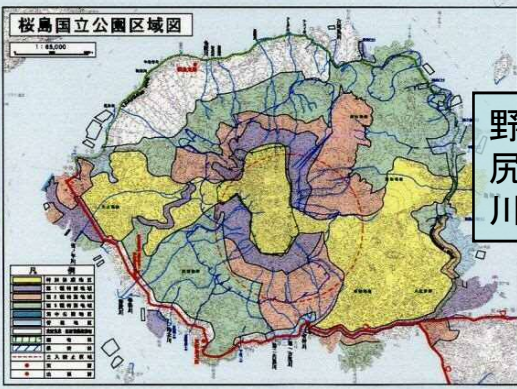
- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

参 考

(桜島直轄砂防施工区域における応急対策業務に関する基本協定)

桜島直轄砂防施工区域：

河川名	元	桜島直轄砂防施工区域	元
金床川	1.14	4.9	S51
第二古里川	1.12	3.8	S52
第一古里川	0.98	3.4	S54
有村川	4.38	4.0	S55
黒神川	8.72	6.7	S51
金床川	0.68	2.1	S56
引ノ平川	7.41	4.9	H 7
古河良川	1.78	4.8	H 9



凡 例	凡 例
記号	名称
▲	砂防基準点
⊙	雨量観測所
⊖	水位計
⊕	流速計
—	距離標
—	ワイヤセンサー
○	ハネルセンサー
—	えん 境
—	立入禁止区域

凡 例	凡 例
記号	名称
▲	砂防基準点
⊙	雨量観測所
⊖	水位計
⊕	流速計
—	距離標
—	ワイヤセンサー
○	ハネルセンサー
—	えん 境
—	立入禁止区域

国土交通省 大瀬川川道事務所